

28 経営第3052号  
平成29年3月15日



愛知県農林水産部長 殿

農林水産省経営局保険監理官

融雪等に伴う農作物等の被害防止技術対策に係る留意事項及び農業  
共済の対応について

今冬の降雪に関しては、北日本及び東日本の日本海側では少なく、西日本の日本海側では平年並であったものの、大雪となった時期があり被害が生じています。

これから本格的な雪解け時期を迎えることとなります。除雪中の事故並びに気温上昇に伴う雪崩、落雪、融雪水による河川の氾濫及び土砂災害の発生等が懸念されるところです。また、特に積雪の多い地域においては、果樹の枝折れ、融雪水の停滞による湿害等の農作物被害の拡大と併せ、融雪の遅れによる農作物の生育や、農作業への影響が懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、今後の融雪促進及び融雪等に伴う農作物等の被害拡大防止を図るため、今般、別添1のとおり「融雪等に伴う農作物等の被害防止技術対策に係る留意事項について」（平成29年3月15日付け28生産第2060号、28政統第1846号農林水産省生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長、政策統括官付地域作物課長通知）が発出されましたので、貴職におかれましては、組合員が適切な損害防止を行えるよう貴管内の農業共済組合に対して、組合員へ周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかに被害状況の把握に努めるとともに、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立について、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう指導をお願いします。



写

別添1  
28生産第2060号  
28政統第1846号  
平成29年3月15日

北海道農政部長  
各地方農政局生産部長 } 殿

\*〔農林水産省〕生産局農業環境対策課長  
政策統括官付穀物課長  
政策統括官付地域作物課長

#### 融雪等に伴う農作物等の被害防止技術対策に係る留意事項について

今冬の降雪に関しては、北日本及び東日本の日本海側では少なく、西日本の日本海側では平年並であったものの、大雪となった時期があり被害が生じている。

これから本格的な雪解け時期を迎えることになるが、除雪中の事故並びに気温上昇に伴う雪崩、落雪、融雪水による河川の氾濫及び土砂災害の発生等が懸念されるところである。また、特に積雪の多い地域においては、果樹の枝折れ、融雪水の停滞による湿害等の農作物被害の拡大と併せ、融雪の遅れによる農作物の生育や、農作業への影響が懸念されるところである。

こうした状況を踏まえ、今後の融雪促進及び融雪等に伴う農作物等の被害拡大防止を図るため、「農業技術の基本指針(平成28年改定)」(平成28年3月31日農林水産省ホームページ公表([http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g\\_kihon\\_sisin/sisin28.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin28.html)))を踏まえ、人命の保護を第一としつつ、特に下記事項について十分留意の上、  
\*\*〔貴局管内各県に対し〕指導の徹底を図られたい。

施行注意：1 \*〔 〕は、農政局宛ては除く  
2 \*\*〔 〕は、農政局宛てのみに記載

## 記

### 【共通事項】

- 1 人命の保護を第一として、複数人で作業を行う、降雪の被害により倒壊の恐れのある施設には近づかないなど、除雪等作業時の安全確保を徹底する。  
また、気象情報に留意するとともに、落雪の恐れのある屋根に登ったり、軒下は歩かないようとするなど、融雪が進行する状況下の事故の防止を徹底すること。  
融雪に伴い、河川等が急激に増水があるので、そのような時は近づかないようにする。
- 2 特に、平年の降雪量が少ない地域など、これまでに大規模な融雪を経験したことのない地域においては、今後の融雪促進及び融雪等に伴う農作物等の被害拡大防止にむけて徹底した指導を図る。
- 3 大雪に伴う被災施設の復旧に当たっては、作物の栽培事情や資材の供給状況も考慮し、どの施設を優先的に復旧するか優先順位を決めて対応する。

### 【水稻】

大雪により育苗施設に被害が生じ、地域の育苗施設のみでは苗の確保に支障を来すことが予想される場合には、近隣の共同育苗施設等からの供給を求めることができるよう、あらかじめ地域間での苗の融通について協力体制づくりを進める。

融雪が遅れると見込まれる地域においては、融雪促進剤を活用するなど、本年の気象動向に即した適期移植が図られるよう準備を進め、必要に応じて移植時期の調整を検討する。その際、移植日や苗の老化、安全成熟晩限期（平均気温が12℃未満となり登熟停止すると仮定される時期）に留意する。

### 【麦類】

積雪期間が長くなると雪腐病が発生しやすくなるため、融雪促進材の散布により融雪を促進し、雪腐病の抑制・軽減に努めるとともに、麦の生育期間の確保に努める。

融雪水がほ場に停滞することにより、麦の生育の遅れや枯死といった湿害が発生しやすくなることから、排水路の詰まり等の点検・補修、春先の溝切り等により排水対策を徹底し、湿害の防止に努める。

また、融雪後は麦の生育状況、土壌の状態等に留意し、適宜追肥を行うなど生育の促進を図る等の対策を実施する。

### 【野菜】

育苗床の設置に当たっては、日照、風向等環境条件を十分に考慮するとともに、融雪促進剤の散布を行うほか、融雪が大幅に遅れることが見込まれるところでは除雪を行い、適期育苗に努める。

また、作付予定地等において平年よりも融雪が相当に遅延すると見込まれる場合には、除雪、融雪促進剤の散布等により融雪を促進するとともに、ほ場内からの排水を図ることにより、湿害の防止に努める。

さらに、地域の共同育苗施設等のみでは苗の円滑な供給に支障を来すことが予想される場合には、近隣の共同育苗施設等に応援を求めるができるように、あらかじめ地域間での苗の融通について協力体制づくりを進める。

### 【果樹】

融雪期にあっても気象情報に留意し、大雪等が見込まれる場合には「大雪及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（平成29年2月8日付け28生産第1856号生産局農業環境対策課長、28政統第1555号政策統括官付地域作物課長連名通知）に基づき、対策を進めるとともに、融雪期の対策にあたっては、特に以下の事項に留意する。

- (1) 数日間の晴天が見込まれる時期を見計らい、融雪促進剤を散布する。併せて、融雪水の排水対策を行い、湿害防止に努める。
- (2) 枝折れ等の被害状況を確認し、樹体の損傷の程度に応じて、ボルト等を使っての損傷部の癒合や改植を検討する。また、損傷した樹体は病虫害の被害を受けやすいので、発生動向に十分注意し、適切な防除に努める。
- (3) 樹幹周囲の雪がゆるんだ際には、樹幹基部の空洞部への殺そ剤の投入や樹幹周囲の雪を踏み固めること等により、野そ害の防止を図る。

### 【茶】

無理に雪を落とさず、自然融雪を待つか融雪促進剤により融雪促進を行うこと。融雪後、枝折れ等の被害を受けた枝の除去を行う。被害が大きく一番茶収穫が望めない場合には、樹体状況に応じ、中切りや台切りによる更新処理を行い、樹形の回復に努める。

### 【花き】

積雪期間が長くなると、露地栽培の冬春期花きの生育遅延が生じやすいうこと及び芝生の雪腐病が発生しやすいうことから、必要に応じて融雪促進剤を使用することにより、融雪の促進を図るとともに、排水対策も併せて実施する。

### 【てん菜・ばれいしょ】

播種や植え付け作業が早期に開始できるよう積極的に融雪の促進を図る。また、融雪水が停滞しやすい圃場では適切な排水対策に努める。

### 【なたね】

積雪期間が長くなると雪腐病が発生しやすくなるため、積極的に融雪の促進を図る。また、融雪水が停滞しやすい圃場では適切な排水対策を実施し、湿害の防止に努める。

### 【園芸施設】

#### 1 施設保全

「大雪及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（平成29年2月8日付け28生産第1856号生産局農業環境対策課長、28政統第1555号政策統括官付地域作物課長連名通知）に基づき、降雪後の処置を行うとともに、融雪水のハウス内への侵入を阻止するため、ハウス周囲の「額縁排水」に努める。

また、施設各部の損傷や被覆資材の緩み等を点検し、保守を行う。

#### 2 施設栽培

苗の確保について、地域の共同育苗施設等のみでは苗の円滑な供給に支障を来すことが予想される場合には、近隣の共同育苗施設等に応援を求めることができるように、あらかじめ地域間での苗の融通について協力体制づくりを進める。

また、積雪の多い地域では、積雪下の低日照条件で生育すると、温度が適切であって

も軟弱な生育になり、病害に対する感受性が高くなる傾向があるため、ハウス周辺の除雪及び栽培施設内の温度を高め積雪の自然落下を促進するほか、軟弱な生育と判断された場合は、注意深く生育状況を観察し、低温障害に注意しつつ、必要に応じて施設内換気をするとともに予防的に薬剤の散布を実施する。

### 【畜産】

#### 1 施設の融雪水対策

- (1) 施設周辺で作業等を行う場合には、落雪の恐れがある場所を避けるか、事前に雪下ろしをするなど、落雪事故の防止に努める。
- (2) 農場敷地やパドック等の泥濘を早期に解消できるように、必要に応じて除雪や溝きり等の排水対策に努める。
- (3) 融雪水が畜舎や飼料庫、家畜ふん尿処理施設等の施設内に入らないように、排水路の確保等に努める。特に、家畜ふん尿処理施設内等に融雪水が入ると、家畜ふん尿が施設外に流出する恐れがあることに留意する。

#### 2 飼料作物の融雪対策等

- (1) 積雪の多い地域では、播種作業を早期に開始する場合は、必要に応じて早めに融雪促進剤を散布する。
- (2) 融雪が遅く積雪期間が長いほど雪腐病の被害が大きくなるため、必要に応じて融雪促進剤を散布するとともに、融雪水が停滞しやすい場では、適切な排水対策に努める。

また、収量確保のため、融雪・排水後できる限り早期に追肥を行うなど、適切な肥培管理に努める。